

○令和2年度加須市一般会計補正予算(第1号)の概要○

1 補正額

補正予算額 115億7,786万8千円

補正後予算額 495億9,686万8千円

2 主な内容

①特別定額給付金(10万円)事業(全額国補助) 114億58万4千円

給付金 113,017人×10万円=113億170万円

(対象者は基準日(4/27)に住民基本台帳に記載されている方)

事務費 帳票作成や郵送料など 9,888万4千円

〔郵送申請 → 5/20～申請書郵送 5/27～給付開始予定

〕オンライン申請 → 5/14～受付 5/20～給付開始予定

②子育て世代への臨時特別給付金(1万円)支給事業(全額国補助)

1億4,456万円

給付金 14,000人×1万円=1億4,000万円

(対象児童は本年3月31日までに生まれた児童、3月まで中学生だった児童も含む。)

事務費 はがき印刷や郵送料など 456万円

③学力アップ事業 546万4千円

5月末まで休校を延長したことによる小中学生の家庭における学習支援のための問題集の配布

小学生5,380人 中学生2,853人 合計8,233人

例：小学1年生「書くカトレーニング うつしまる」

④障がい者福祉管理事業などの各事業の感染防止対策 2,448万円

障害福祉サービス事業所、高齢者施設、民間保育所、学童施設などの職員や従業員へのマスク・消毒液を配布し、感染拡大の防止を図る。

その他の専決処分については、別紙にあります。

次の条例の改正も専決処分しました。

「加須市税条例の一部を改正する条例」及び

「加須市都市計画税条例の一部を改正する条例」の概要

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として「地方税法等の一部を改正する法律」が施行されたことから、市税条例などを改正するものです。

- (1) 市税の徴収猶予制度の特例
- (2) 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置
- (3) 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長
- (4) 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置の延長
- (5) 中止したイベントの入場券等の払戻請求権を放棄した場合の個人市民税への寄付金控除の適用
- (6) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた住宅ローン控除の適用要件弾力化に伴う個人市民税の税額控除

「加須市国民健康保険条例」の一部を改正する条例」

「加須市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」の概要

新型コロナウイルスの更なる感染拡大をできる限り防止するため、被用者が感染又は感染の疑いがある場合に、休みやすい環境整備が急務であることから、「傷病手当金」を特例的、時限的に支給するものです。

傷病手当金の概要等

- (1) 対象者 国保被保険者及び後期被保険者である被用者(雇われている方)のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者又は発熱等の症状があり感染が疑われる者に限定
- (2) 支給要件 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務を予定していた日(就労ができなくなった日から起算して4日目以降就労ができない日数)
- (3) 支給額 [直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額] × 2/3 × [療養のために休んだ日数] (国の財政支援あり)
- (4) 適用期間 令和2年1月1日から9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間(入院等療養期間が継続する場合は、最長1年6月まで適用可)